

令和6年9月1日執行

東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙

# 公費負担の手引き

福島県選挙管理委員会

# 目 次

1	公費負担の対象とその限度額	-----	1
2	公費負担手続図	-----	3
3	公費負担手続について	-----	6

この手引きは、候補者の選挙運動費用の一部を「福島県議会議員及び福島県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年3月29日福島県条例第13号）」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な用紙の記載例を添付したものです。

（各用紙は、公費負担関係配付用紙等の中にあります。）

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引きの説明により、間違いのないように手続きをしてください。

（注） この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんので、御留意ください。

# 1 公費負担の対象と限度額

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
<p><b>1 選挙運動用自動車の使用</b></p> <p>※ 同一の日について(1)と(2)の方式の契約をした場合には、候補者は、当該の日においていずれかの方式を指定しなければならない。</p>	<p>(1) <b>一般運送契約の場合（ハイヤー方式）</b>            自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 64,500円）× 使用日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内での実際の使用日数 <u>[選挙運動期間:9日間]</u>）</p> <p style="text-align: center;">※参考 <u>64,500円 × 9日 = 580,500円</u></p> <hr/> <p>(2) <b>(1)の一般運送契約以外の契約（レンタル方式）</b></p> <p>① <b>自動車の借入契約</b>            自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき、契約により支払うべき金額（限度額 16,100円）× 使用日数 <u>[選挙運動期間:9日間]</u>）</p> <p style="text-align: center;">※参考 <u>16,100円 × 9日 = 144,900円</u></p> <p>② <b>自動車の燃料供給契約</b>            候補者の選挙運動用自動車ごとに契約により供給した燃料の代金。ただし、県選挙管理委員会が確認したもの（確認限度額 7,700円）× 立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内 <u>[選挙運動期間：9日間]</u>）</p> <p style="text-align: center;">※参考 <u>7,700円 × 9日 = 69,300円</u></p> <p>③ <b>自動車の運転手の雇用契約</b>            自動車の運転手1人について運転業務に従事した各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 12,500円）× 運転業務従事日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内での実際の従事日数 <u>[選挙運動期間:9日間]</u>）</p> <p style="text-align: center;">※参考 <u>12,500円 × 9日 = 112,500円</u></p> <p>注意：候補者と生計を一にする親族との間で契約した場合には、これらの親族が自動車の賃貸、燃料販売、自動車運転を業として行っている者に限る。</p>
<p><b>2 選挙運動用ビラの作成</b></p>	<p>契約によるビラ1枚の作成単価（限度額：7円73銭）×作成枚数（限度：法定枚数 16,000 枚〔2種類以内〕の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。）</p> <p style="text-align: center;">※参考 <u>16,000 枚 × 7円73銭 = 123,680 円</u></p>

# 1 公費負担の対象と限度額（続き）

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
<b>3 選挙運動用ポスターの作成</b>	<p>契約によるポスター1枚当たりの作成単価（限度額：下記参照）×作成枚数（限度：当該選挙区におけるポスター掲示場数の2倍の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる）</p> <p><b>【限度単価の計算式】</b></p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下の場合</p> $\frac{316,250\text{円} + 541\text{円} 31\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$ <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合</p> $\frac{586,905\text{円} + 28\text{円} 35\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500\text{枚}) \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$

※ これらの選挙公営は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限られる。

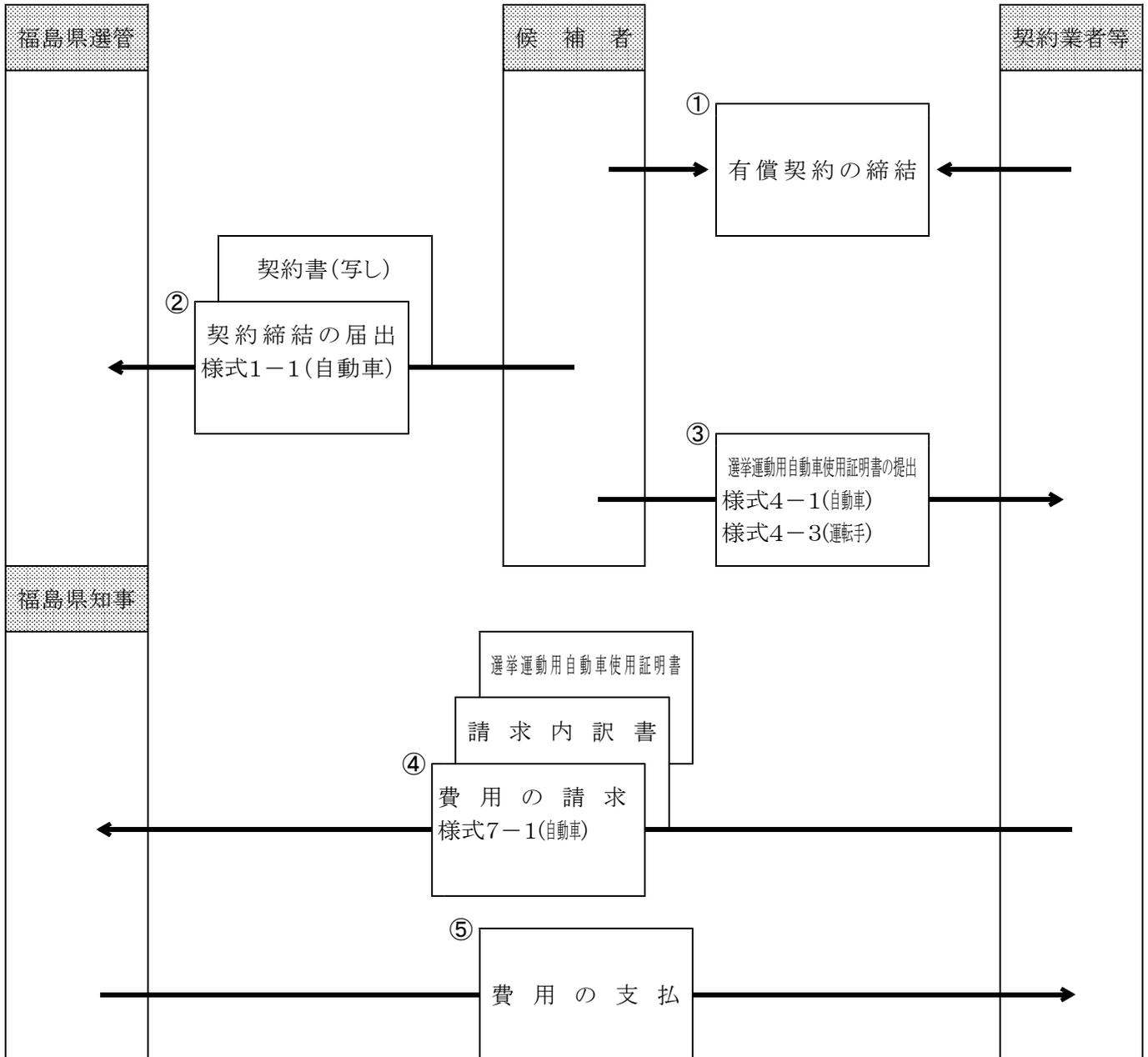
[参考] 供託物が没収される場合（得票数が供託物没収点に達しないとき）

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

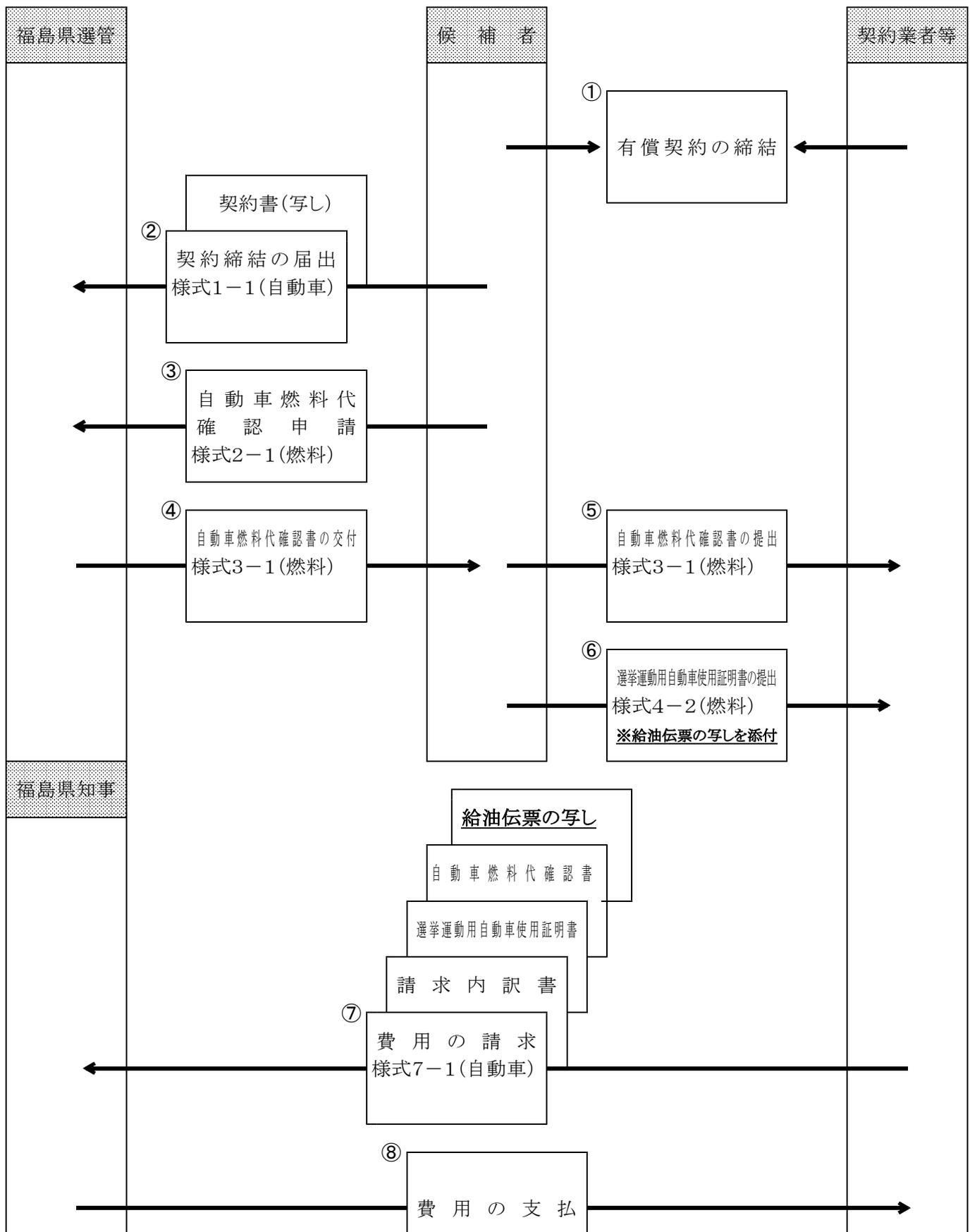
## 2 公費負担手続図

### (1) 選挙運動用自動車の使用の公営

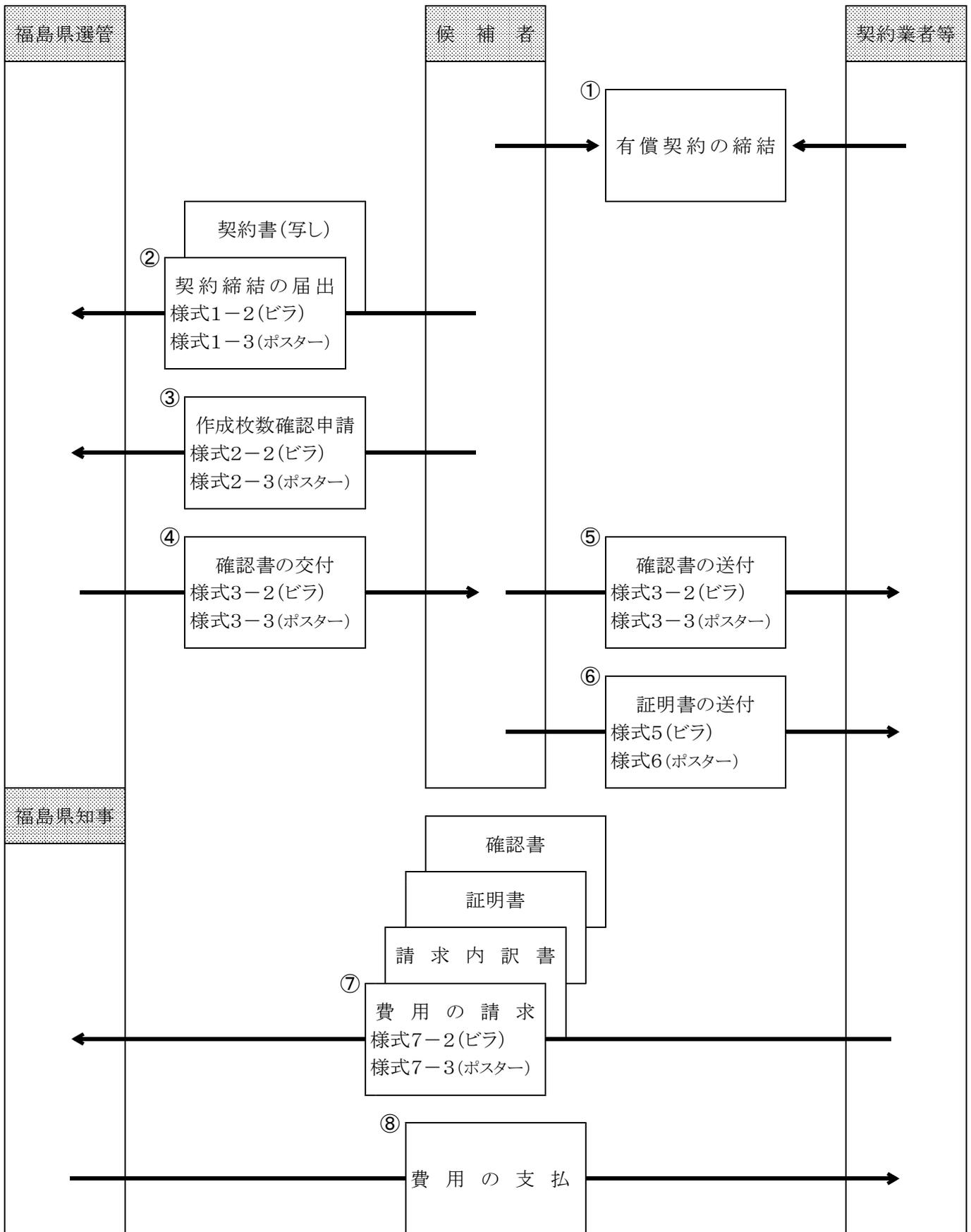
#### ① ハイヤー方式及びレンタル方式（自動車の借入れ、運転手の雇用）の場合



② レンタル方式（燃料の供給）の場合



(2) 選挙運動用ビラ・ポスターの作成の公営



### 3 公費負担手続について

この制度は、福島県議会議員の選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた各有償契約（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成）について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、福島県が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

#### 1 契約締結の届出

- (1) この制度の適用を受けようとする候補者は各契約を締結後、県選挙管理委員会（各地方事務局）にその届出をしなければなりません。

##### ア 選挙運動用自動車の使用「様式1-1」

選挙運動用自動車の使用については「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」があり、候補者が選択することになります。（同一の日に2つの方式の契約をした場合には、候補者が指定するいずれかの方式が公費負担の対象となります。）

いずれも各契約ごとに締結の届出をしてください。

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約であり、国土交通大臣から認可を受けているタクシー・ハイヤー等の借り上げ契約が該当します。

この場合は、車両、燃料代及び運転手の全てを含む契約となります。

「一般運送契約以外の契約」とは、「①自動車の借入れ」、「②燃料の供給」、「③運転手の雇用」のそれぞれの契約をいいます。

- ・「一般運送契約以外の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限られます。
- ・「①自動車の借入れ」について、同一の日に2台以上使用した場合には、候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

また、選挙運動用自動車本体の借入れ金額のみが公費負担の対象となり、ランプ、スピーカー等のレンタル代や任意保険料などの付帯料金等については、公費負担の対象となりません。

なお、選挙運動用自動車本体の借入れ代金と放送設備等の自動車本体以外の代金とを合算したパック料金による契約の場合は、選挙運動用自動車本体と本体以外の代金が明示された契約が必要となります。

- ・「②燃料の供給」について、選挙運動用自動車（燃料代）契約に係る届出書の「契約内容」には、自動車登録番号又は車両番号の記載が、「備考」欄には、単価契約をした場合の契約単価の記載が義務づけられておりますのでご注意願います。
- ・「③運転手の雇用」について、同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人が公費負担の対象となります。

イ ビラ作成「様式 1-2」

ウ ポスター作成「様式 1-3」

契約の相手方は、それぞれビラ若しくはポスターの作成を業とする者に限られます。

また、それぞれの契約ごとに締結の届出をしてください。

(2) 契約書等（写）の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

届出書を提出する際は、契約書写しを各契約の届出書に添付してください。

契約書の内容は、「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていること」が必要です。

契約書については、既存の契約書様式がある場合は、「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が明示」されていれば、既存の契約書を使用しても結構です。

P. 45以降に契約書見本を添付しましたので、参考にしてください。

(3) 届出の時期

立候補の届出前に契約を締結した場合には「立候補届出時」に、立候補の届出後に契約が締結された場合には、「契約締結後直ち」に届け出てください。

## 2 確認申請

(1) 以下の契約については、公費負担の対象となるかどうかを確認するため、「確認申請」が必要となります。

ア 一般運送契約以外の選挙運動用自動車の使用（燃料）「様式 2-1」

※ 自動車登録番号又は車両番号及び単価契約を締結した場合は契約単価を記載してください。

イ ビラの作成「様式 2-2」

ウ ポスターの作成「様式 2-3」

(2) 申請書の提出

申請に対して県選挙管理委員会（各地方事務局）が、「確認書」を交付するため、「申請書」は候補者又はその代理人が直接持参してください（申請は契約締結の届出をしたものに限られます）。

申請は契約の相手方（契約業者等）ごとに行い、それぞれの「申請書」には、すでに確認を受けた（又は確認申請中の）金額又は枚数を記載する必要がありますので、「申請書」の控え又は写しを保管してください。

(3) 確認書の交付

県選挙管理委員会（各地方事務局）が確認後、「確認書（様式 3-1、3-2、3-3）」を交付します。

この「確認書」は直ちに契約の相手方に渡してください。

### 3 証明書の交付

(1) 候補者が、自動車の使用等を公費負担により行うときは、次により「証明書」を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

#### ア 選挙運動用自動車の使用

① 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約）

「様式4-1」

② 一般運送契約以外の契約

a 自動車の借入れ 「様式4-1」

b 燃料の供給 「様式4-2」

c 運転手の雇用 「様式4-3」

イ ビラの作成 「様式5」

ウ ポスターの作成 「様式6」

(2) 証明書の作成等

上記「証明書」は、契約ごとに作成してください。

記載内容については、各様式の備考を参照してください。

(3) 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記「証明書」は、契約業者等が福島県に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

(4) 選挙運動用自動車の使用（自動車借入れ・運転手）に係る証明書の留意事項

自動車を借入れた日ごと又は運転手を使用した日ごとに記載してください。

(5) 選挙運動用自動車の使用（燃料）に係る証明書の留意事項

○ 燃料供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

○ 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

○ 候補者が契約業者に「使用証明書」を交付する際には、「給油伝票の写し」を添付してください。

### 4 費用の請求

(1) 契約締結の「届出」から「証明書」の交付までの事務が完了したのものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定されます）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、県選挙管理委員会（各地方事務局）へ持参してください。

#### ア 選挙運動用自動車の使用

「様式7-1」

内訳書 (7) 事業用自動車との契約

「様式7-1-1」

(1) その他の契約（レンタル等）

a 自動車の借入れ

「様式7-1-2(1)」

b 燃料代

「様式7-1-2(2)」

c 運転手の雇用

「様式7-1-2(3)」

イ	ビラの作成 内訳書	「様式 7-2」 「様式 7-2-1」
ウ	ポスター作成 内訳書	「様式 7-3」 「様式 7-3-1」

- (2) 請求書の作成等  
 契約ごとに1部作成してください。  
 なお、作成は各様式の備考を参照してください。
- (3) 公費負担の限度額  
 前記「1 公費負担の対象と限度額」のとおりです。  
 なお、無投票の場合、選挙運動用自動車は、告示日1日分のみが対象となります。
- (4) 添付書類  
 請求書を提出するときは、候補者から提出される「確認書」・「証明書」を添付しなければなりません。（一般運送契約による選挙運動用自動車の使用、一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の使用〔自動車の借入れ、運転手の雇用〕は「確認書」不要）  
また、選挙運動用自動車の使用（燃料）については、候補者から受領した「給油伝票の写し」の添付が義務づけられておりますので必ず添付するようにしてください。  
なお、支払いは口座振替により行いますので、振込口座の通帳の写しを添付してください。
- ※「給油伝票の写し」について  
下記の内容が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し
- ・ 燃料供給を受けた日付
  - ・ 燃料供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の4けた
  - ・ 燃料供給量
  - ・ 燃料供給金額
- 別紙「公費負担請求に必要な給油伝票の例」を参考にしてください。
- (5) 費用の請求は、選挙終了後速やかに行います。

## 5 各種届出先（契約届出書、確認申請書、請求書）

(1) 東白川郡選挙区

○ 県南地方事務局（県南地方振興局企画商工部市町村支援課）

〒961-0971 白河市昭和町269番地

☎ (0248) 23-1506

FAX (0248) 23-1509